

総第011116号  
平成22年01月26日

各市町長 様

佐賀県経営支援本部長  
(公印省略)

行政書士制度の周知徹底について (依頼)

このことについて、佐賀県行政書士会から別添写しのとおり依頼がありました。

行政書士法の規定により、行政書士でない者は、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することができないこととされています。

行政書士でない者が業として書類を作成することは、行政書士法に違反するだけでなく、書類の内容が不正確又は不明瞭となり、許認可等の手続きに支障や遅延が生じ、申請者の利便を損ねることが懸念されます。

つきましては、行政書士制度の趣旨を御理解いただき、職員にこのことを周知徹底いただくようお願いします。

なお、後日、佐賀県行政書士会の役員が各種申請の際に、各申請窓口へあらためて行政書士制度の周知徹底を依頼されるとのことですので、よろしく願います。

担当：佐賀県経営支援本部総務法制課  
文書法制担当 山下

TEL：0952-25-7003

FAX：0952-25-0629

yamashita-yoshifumi@pref.saga.lg.jp

総第011117号  
平成22年01月26日

警察本部長 様

経営支援本部長

行政書士制度の周知徹底について（依頼）

このことについて、佐賀県行政書士会から別添写しのとおり依頼がありました。

行政書士法の規定により、行政書士でない者は、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することができないこととされています。

行政書士でない者が業として書類を作成することは、行政書士法に違反するだけでなく、書類の内容が不正確又は不明瞭となり、許認可等の手続きに支障や遅延が生じ、申請者の利便を損ねることが懸念されます。

行政書士制度の趣旨を御理解いただき、職員にこのことを周知徹底いただくようお願いします。

なお、後日、佐賀県行政書士会の役員が各種申請の際に、各申請窓口へあらためて行政書士制度の周知徹底を依頼されるとのことですので、よろしく願います。

担 当：経営支援本部 総務法制課  
文書法制担当 山下  
TEL：0952-25-7003  
FAX：0952-25-0629  
yamashita-yoshifumi@pref.saga.lg.jp

総第011118号  
平成22年01月26日

各所属長 様

総務法制課長

行政書士制度の周知徹底について（依頼）

このことについて、佐賀県行政書士会から別添写しのとおり依頼がありました。

行政書士法の規定により、行政書士でない者は、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することができないこととされています。

行政書士でない者が業として書類を作成することは、行政書士法に違反するだけでなく、書類の内容が不正確又は不明瞭となり、許認可等の手続きに支障や遅延が生じ、申請者の利便を損ねることが懸念されます。

行政書士制度の趣旨を御理解いただき、職員にこのことを周知徹底いただくようお願いします。

なお、後日、佐賀県行政書士会の役員が各種申請の際に、あらためて行政書士制度の周知徹底を依頼されるとのことですので、よろしくお願いします。

担当：経営支援本部総務法制課  
文書法制担当 山下  
TEL：内1116  
FAX：内4515

## 行政書士法（昭和26年法律第4号）（抜粋）

### （業務）

第1条の2 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第1条の3 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

- (1) 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること。
- (2) 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。
- (3) 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

### （業務の制限）

第19条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。